

島根県 パートナーシップ 宣誓制度

令和5年10月1日開始

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を共同で開始します。

島根県パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。島根県はお二人の関係性を証明する受領カードを交付します。

宣誓の要件

一方又は双方が性的少数者のカップルを対象としています。

- ① 双方が成年に達していること（満18歳以上）
- ② いずれか一人は島根県民であること（転入予定を含む）
- ③ 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと
- ④ 双方が宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 宣誓者同士が近親者でないこと（但し、養子縁組によって近親者となった者を除く）

手続きの流れ

手続きは松江と浜田にある島根県人権啓発推進センターの窓口で行っていただきます。

宣誓の予約（10月1日開始）
（電話やメールで宣誓の日程調整）

宣誓
（お二人で県の窓口に来所）

受領カードの交付
（宣誓手続の後、1時間から1時間半で交付）

一人ひとりの性は多様です。

そして、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。

性的指向や性自認に関わるLGBT等の当事者は、日本において人口の10%近くであると推定されています。

しかし、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解不足のために、偏見や差別の眼差しで見られたり、自分の性を明かせず不安や孤独を抱えているなど、様々な問題に直面しています。

様々な性を生きている人がいることを理解し、誰もが自分の性を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくっていきましょう。

■性的指向とは

どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているかということ。

異性を好きになる人、同性を好きになる人、男性と女性の両方を好きになる人、どちらも好きにならない人などがいます。

■性自認とは

自分の性別を自分でどう思うか、自分で認識している性別。

戸籍の性別と性自認が一致する人、一致しない人、性自認が男性・女性に二分できない人、男女にとられない性のあり方の人などがいます。

■LGBTとは

下記の頭文字を取って組み合わせたもの。

L：女性の同性愛者（レズビアン）

G：男性の同性愛者（ゲイ）

B：両性愛者（バイセクシュアル）

T：体と心の性が一致していないため身体に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人（トランスジェンダー）

ほかにも、アセクシュアル（他者に性愛感情を抱かない人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が決められない、またはあえて決めない人）など、様々な人がいます。

島根県パートナーシップ宣誓制度について

Q1 結婚制度と島根県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか？

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、島根県パートナーシップ宣誓制度は、島根県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 受領カードにはどのような使い道がありますか？

島根県と県内全市町村の公営住宅※の入居申込みや、一部の医療機関での家族同様の面会等に利用できるように準備を進めています。そのほかにも、利用可能なサービスの拡大を図っていきます。

※必要な準備のため、市町村によっては10月1日のスタートに遅れる場合もあります。